

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人VAICコミュニティア研究所
所 在 地	千葉県千葉市稲毛区園生町1107-7
評価実施期間	平成 25年 11月 8日～平成 26年 3月 6日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	社会福祉法人高砂福祉会 市川市立市川南保育園 シヤカイフクシカイ ノカガチ フクカイ イカガリツイカミシキウエ		
所 在 地	〒272-0033 千葉県市川市市川南4-1-15		
交通手段	JR総武線 市川駅南口下車 徒歩10分		
電 話	047-324-1155	FAX	047-324-1139
ホームページ	http://www.takasagofukushikai.or.jp/		
経 営 法 人	社会福祉法人高砂福祉会		
開設年月日	昭和51年（指定管理制度にて平成22年から委託となる）		
併設しているサービス	・産明け保育 ・発達支援児保育 ・延長保育		

(2) サービス内容

対象地域										
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計			
	12	18	23	25	26	26	130			
敷地面積	1,024㎡			保育面積			747㎡			
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育			
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援			
健康管理	内科・歯科検診・眼科検診・ぎょう虫検査・視診など									
食事	完全給食（アレルギー除去食）									
利用時間	平日：7時から20時まで 土曜：7時～17時30分まで									
休 日	日曜日・祝祭日・12月29日～1月3日									
地域との交流	月1回の地域交流を設けている・ボランティアの受け入れ									
保護者会活動	特になし									

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	20	20	40	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	20	0	3	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	3	0	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	市川市保育課へ申し込み	
申請窓口開設時間	平日8：45から17：00まで	
申請時注意事項	保護者がお子さんの保育に欠ける場合に入園可能	
サービス決定までの時間	市役所にて選考後、毎年2月末日までに内定通知発送予定	
入所相談	電話・面談等	
利用代金	各家庭の所得により決定	
食事代金	無し（夜間食希望者のみ1回300円徴収）	
苦情対応	窓口設置	主任保育士
	第三者委員の設置	有

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>《経営理念》イキイキ愛パワー BEST KEEP CARE BEST KEEP EDUCATION BEST KEEP QUOLITY</p> <p>《品質方針》 1) 利用者に安心・安全な保育を提供します。 2) 保育方針が適切であり続けるように保育システムの見直しと改善を行います。</p> <p>《保育目標》 1) 丈夫な身体をもち、思い切りあそべる子どもになろう。 2) 友だちの中にある事を喜び、友だちのことも考え、一緒に考えられる子どもになろう。 3) 自分のことは自分で出来る子どもになろう。 4) 自分で物をつくり出し、カー杯自分を表現できる子どもになろう。 5) よく見て、よく聞いて、よく考える子どもになろう。</p>
<p>特 徴</p>	<p>公立からの指定管理園として、公立のときの良いものを残しながら、高砂のよさを少しずつ取り入れて保育を行っています。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>袁では季節に応じて、江戸川の土手へ散歩に出かけ四季を感じられるようにしたり、ヒップホップダンスの導入で現在（今）の教育に対応でき、生きる力を持てるようにと保育をしています。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
<p>子どもの最善の利益を守り保護者が安心できる保育の実践に向け、法人全体でサポートしている</p> <p>昭和45年7月より43年間1法人17事業所へ展開、子どもの最善の利益を守り保護者が安心できる質の高い保育の提供に努めている。保育分野のオピニオンリーダー的存在として「ISO9001(品質マネジメントシステム)」を取得している母体法人は、その保育経営システムに基き、理念、方針に向かって安定的継続性のある保育に努めている。計画的事業運営、職員育成、安全管理、保育実践面での行動支援など子どもの最善の利益を守り、保護者が安心できる保育の提供のために法人全体でサポートしている。</p>
<p>保育所の理念や方針に基づき日々の保育を実践し、さらに個別的、専門性の高い保育に努めている</p> <p>保育理念に基づき保育課程を作成し、長期の年間指導計画と短期の月案、週案を子どもの発達過程や四季の変化を考慮して立案している。月案と週案ではクラス毎に反省点を振り返り、次月のねらいに反映させ、質の高い保育の計画を作成している。障害児等の特別配慮が必要な子どもに対しても月に1度、法人で契約している臨床心理士の巡回指導があり、保育上の課題を明確にし、支援内容の結果の評価をし、適切な対応につなげている。</p>
<p>食育の計画的な推進が行われ、評価及び改善が行われている。</p> <p>食育は日々の保育計画に位置付けられ、PDCAサイクルによって継続的な改善が行われている。献立は法人内で統一しているが、事業所毎の喫食状況を調査し、法人内の給食委員会で検討し、より子どもに合った給食の提供に努めている。また、栄養士を中心に個別アレルギーへの対応も適宜行っている。子どもの食への興味、関心を高める取り組みが年間を通して積極的に行われ、玄関前の食材コーナーでは当日の給食を赤、黄、緑で示し、食材の効用を伝えている。また、皆で作るおにぎりパーティーや、子どもが野菜の皮むきをしたり、簡単なおやつ調理体験等も企画している。</p>
さらに取り組みが望まれるところ
<p>保護者との情報共有において多様な機会と方法を工夫し、更に信頼される保育の実践が期待される</p> <p>市川市は指定管理者制度の導入にあたって、保護者と市が何度も会合を持ち、事業者に対する高いハードルを示している。その中で法人の特徴を引き出し、子どもにとって最もよい保育の実践に努めてきた。しかしながら一部の利用者等に情報が十分周知できていない部分もあり、求められる保育内容と実施すべき内容の水準のギャップが誤解となり、情報共有が充分できていなかった部分も見受けられた。保護者との情報共有において、伝える機会や方法の工夫、誤解を生まないための言葉の定義化などにより、信頼関係を更に深めて行くことを期待したい。</p>
<p>保護者が安心して子どもを預けられる保育の実践と評価を更に高めていくことが求められる</p> <p>保育の現場における職員の“多忙感”が利用者等に伝わり、気軽に保護者が職員に話しかけにくいという状況が見受けられた。また組織運営の仕組み、保育内容の手順、役割分担等が決まっているメリットの反面、現場での柔軟性のある保護者対応が出来ていない部分があり、誤解が生じてしまっている部分も見受けられた。子どもの最善の利益を守り、保護者が安心して子どもを預けることが出来る事業所として、利用者等の安全と安心の欲求を満たす改善活動を着実に実施することが期待される。</p>
<p>保護者との連携のもとに子どもの安全を守る非常災害発生時の訓練が望まれる</p> <p>子どもの安全を守るために、市川市のハザードマップを参考にした散歩コースの変更や事前の危険箇所の下見等、整備されたマニュアルが活用されている。毎月、避難訓練を実施しており、消防署の立会い訓練もある。緊急連絡用に保護者のメールアドレスを取得しているが、メールを使っての緊急連絡の訓練は実施されていないので、実施が待たれる。更に子どもの安全を保護者と連携し守っていく取り組みが期待される。</p>
<p>(評価を受けて、受審事業者の取り組み)</p> <p>保護者への周知方法として、説明の機会や方法を検討し、年度末の新年度説明会のお手紙に内容として、記載をした。</p> <p>保護者への歩み寄り引き続き行い、緊急用のアドレスは訓練の実施に向けて、メールの取得を再度、周知し昨年度取得のものに関しては、整理をし、一斉メール向けの準備をする。</p>

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目	
				■実施数	□未実施数
I 福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立 理念・基本方針の周知	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0
	2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化 計画の適正な策定	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
	3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0
	4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0
			8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
		職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0
		職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0
II 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0
		利用者満足の上昇	13 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0
	2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み 提供する保育の標準化	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	0
			16 提供する保育の標準の実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0
	3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0
			18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0
	4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0
			20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
			21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0
			22 身近な自然や地域社会と関われるような取り組みがなされている。	4	0
			23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0
			24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0
25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。		3	0		
26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。		3	0		
子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0		
	28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0		
5 安全管理	環境と衛生 事故対策	29 食育の推進に努めている。	5	0	
		30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0	
	災害対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0	
		32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0	
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0	
計				129	0

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目		標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
<p>(評価コメント) 経営理念や経営ビジョンを分かりやすくホームページや保育課程等で紹介している。また事業所理念や保育方針はペアレントハンドブック(入園のしおり)に明記している。更に事業報告書では保育理念、運営方針を明確化しており、法人が実施する福祉サービスの特性や目指すべき方向性が分かりやすく伝わる内容になっている。</p>		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント) 経営理念や保育方針などを事業所内に分かりやすく掲示し、職員配布物に記載し周知している。経営理念などは誰もが分かる表現方法を用いることで理解を深め、管理者は日常の保育や目の前の仕事と関連付けられるような意味づけや行動支援を行っている。会議や研修時において繰り返し振り返ることで、理念の実践が習慣化できるように取り組んでいる。</p>		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント) 法人と事業所の経営理念の表記方法など利用者等には分かりづらい部分もあるが、理解しやすいようにペアレントハンドブックやホームページなどを活用し、説明している。理念や方針の実践面についての説明は行っているが、利用者等に伝わっていない部分も見受けられた。日常会話や情報伝達方法を工夫し、ルールなどの情報共有を深め、それを前提としたコミュニケーションに努めることを期待したい。</p>		
4	事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。
<p>(評価コメント) 指定管理者制度で定められた協定の中で具体的な事業計画を策定し、重要課題を抽出し明確化している。事業環境分析から重要課題を抽出し、制限のある中で弾力的な対応をしている。運動会を広い場所ですてほしいという要望に応え、小学校で実施した例もある。</p>		
5	施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
<p>(評価コメント) 重要な課題解決や方針決定などに当たっては、法人役員や幹部も含めて各計画策定に関わり進捗確認も行っている。現場の状況把握は職員間で随時行われる報告、連絡、相談で適切に実施している。計画策定や保育方法などは職員の事実情報と意見情報を汲み上げ、職員会議等で話し合い検討、決定している。口頭、文書、確認に注意を払って全ての職員への周知に努めている。</p>		
6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント) 利用者本位(子どもの最善の利益を守るなど)を実現するための保育の質の向上を図る取り組みを法人と事業所が一体となり取り組んでいる。法人内で運営する事業所との連携は、組織と組織を超えた職員同士の緊密性のある連携となり、情報共有や取り組みの一貫性に繋がっている。法人役員及び管理者は、職員が主体的に意見が言える組織体質の醸成のために、会議、ミーティング、報告相談連絡などの運営や研修制度、人事考課制度、福利厚生制度などの仕組みを構築し、職員の動機づけや働きがい等に指導力を発揮している。</p>		
7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント) 全国保育士倫理綱領を職員に配付し、職員会議等で唱和している。法人で開催する研修や日常的にも倫理観を高める取り組みをしている。またプライバシーポリシーについては年度初めや職員会議等で説明し周知している。</p>		

8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材育成方針が明文化されている。 ■ 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント) 法人のTaKaSaGoスタッフ「求める人材像」を分かりやすく示し、人材育成方針を明文化している。事業報告書などに職務分担表で従業者の役割と権限を明確化し周知している。評価基準や評価方法は法人全体として同様の仕組みで客観性や透明性を確保して実施している。管理者は職員一人ひとりに評価結果やその根拠を説明し、良好な関係や働きがいに繋がるよう努めている。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
(評価コメント) 就業時間はタイムカードで日々管理し、毎月集計、勤務整理簿によって時間外労働、有給休暇の消化状況等を定期的に個別に管理している。現場の意見を管理者やリーダー職員が把握できるように「話し合える雰囲気」を大切に、改善活動に繋がれるように努めている。福利厚生においては、法人職員大運動会、バス旅行、ボーリング大会などにより姉妹園職員同士の親睦や産休育休、育児時間の取得などにも配慮している。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント) 法人としての中長期人材育成計画があり、理念、方針、中長期計画と連動している。Hands' on(ハンズオン)と呼ばれる参加体験学習を通して、のびのびと過ごしながら子どもたちに“生きる力”を身につけてもらうと同時に、職員には“人を育てる”ためのさまざまな取り組みを行っている。最新の手遊び指導、ビューティーコスメから危機管理のノウハウ(応急手当の目的や鉄則、熱中症やアイシング、CPR(心肺蘇生)AED使用方法)まで多岐に渡り、積極的に人材育成に努めている。個別目標管理では、自己評価から目標達成までの行動支援(OJTを含む)を実施し、職員一人ひとりが成長感を感じ動機づけられていることがうかがえる。		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント) 保育課程、保育内容等に児童福祉法の条文を明記、周知し、指定管理園として定められた方法を残しつつ、子どもの最善の利益を守る取り組みを日常の中で実践している。研修や会議などで権利擁護の基本事項等を確認し、言葉や振舞いの点で気になることがあれば、管理者がその都度注意指導している。また職員同士がクラス会議等で注意喚起している。気になる園児がいる場合は、行政の専門機関に連絡、連携し適切に対応している。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 ■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント) 個人情報保護に関する方針等はホームページ、入園のしおり(ペアレントハンドブック)などに掲載し、事業所内にも掲示している。利用目的及び利用者等の求めに応じて個人情報を開示できることを、個人情報保護に関する方針に明示している。また、実習生やボランティアなどには個人情報保護の規定等を明示、周知している。		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント) 市川市は指定管理者制度の導入にあたって、保護者と市が何度も会合をひらき、事業者に対する高いハードルを示した協定書を取り交わし、運営している。その中で法人の特徴を引き出し、子どもにとって最もよい保育の実践に努めている。しかしながら、一部の利用者等に情報が周知できていない部分や、求められる保育内容と実施すべき内容との水準のギャップが誤解となり、情報共有が充分できていなかった部分もアンケート結果からも見受けられた。		

14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント) 事業所のエントランスにご意見箱を配置するとともに苦情窓口を明記したものを掲示している。また、入園のしおり(ペアレントハンドブック)などに苦情受付と処理について明記し説明している。苦情受付担当者(主任)、苦情解決責任者(園長)、苦情解決第三者委員2名の氏名及び携帯電話番号を明記しており、苦情内容の確認から内容の検討、議事録、結果報告をおこなう仕組みもできている。しかしながら保護者等に伝わっていない部分も見受けられた。今後も更に保護者等に繰り返し伝えると共に、納得感を高める運用を期待する。		
15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント) 透明性のある事業運営を実施し、利用者等や社会に対して社会的責任を果たしている。保育の質については、日常の振り返りや保護者アンケートを実施して改善に取り組んでいる。子どもの状態に合わせた保育を実践し、その取り組みや実施内容については定期的に評価し、話し合い、改善活動に繋げている。PDCA(計画、実施、評価、改善)サイクルのプロセスを目で見える形で明文化し、伝える機会を設けている。保育課程から日常で実施している保育の一連の流れや意図を、分かりやすく明確に相手が理解できるようにしている。		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント) その保育経営システムを法人が経営する全ての事業所に柔軟に適応させている。法人として基本を定めたマニュアルやその事業所独自のマニュアルなど利用者等にとって最適な方法を選択しながら定期的に見直しを図り実践している。マニュアルや手順書は定期的にクラスやブロック会議などで読み合わせを行い、理解を深め柔軟な保育の質の向上に役立てている。		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント) 入園に関する問い合わせや入園見学説明会についての案内は、パンフレットを配布しポスターを掲示している。また、ホームページからも入園見学説明会への申し込みができるようにしている。入園見学説明会は月に一度設定されているが、設定日以外においても希望に応じて適宜対応している。		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント) 入園時の保育の開始にあたり、入園説明会を開催し入園のしおり(ペアレントハンドブック)で経営理念に基づく保育方針や保育内容、事業所での基本的なルール等について説明を行っている。また既に利用している利用者に対しても進級時には進級説明会を開催している。説明会時の質問事項は議事録にまとめられ、更にクラスレターの号外を発行し対応方法等について回答している。		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
(評価コメント) 保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程が的確に組み込まれている。この保育課程の展開には法人全体、そして事業所としての検討が行われ、保育の実践を経て改善が盛り込まれており、利用者本位の高い保育の質を追求するPDCAサイクルが機能している。		

20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■ 3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
(評価コメント) 保育課程に基づき、長期の年間指導計画と短期の月案、週案を子どもの発達過程や四季の変化を考慮して立案している。月案と週案ではクラス毎に反省点を振り返り、次月のねらいに反映させている。3歳児については個別計画が作成されている。また、特別配慮が必要な子どもに対しては、月に1度、法人で契約している臨床心理士の巡回指導があり、課題を明確にし、支援内容の結果の評価を行っている。		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■ 好きな遊びができる場所が用意されている。 ■ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■ 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
(評価コメント) 保育は子どもの自発性を尊重したデイリープログラムに沿って様々な活動を提供している。その中にあっても子どもの安全はマニュアルや手順書に基づき十分な配慮が行われている。園庭にはブランコやすべり台の遊具があり、不使用時にはブランコの椅子は取り外されているが、子どもの希望があればその都度、使用できるようにしている。今後は自発的に希望を表明できない子どもへの配慮も必要と思われる。		
22	身近な自然や地域社会と関わるような取り組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■ 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■ 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
(評価コメント) 子どもの発達段階によって、身近な自然や地域社会と関わる取り組みを企画している。3～5歳児は、近隣の公共場を中心とした6コースを設定し、散歩計画を作成している。ここでも安全の配慮として、保育士の事前下見の実施や引率体制等を検討している。4歳、5歳児ではバスを利用した社会体験の園外遠足が行われている。また、チューリップやイチゴ、ひまわり、大葉などを栽培し、季節感が味わえる取り組みを行っている。		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■ けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■ 子どもが役割を果せるような取り組みが行われている。 ■ 異年齢の子どもの交流が行われている。
(評価コメント) 2～5歳児の異年齢交流として、春、秋、冬の行事を企画しており、こどもの日の集会、七夕集会、運動会、クリスマスパーティー、新年おもちつき会、節分集会、ひな祭り集会と年間を通じて、たくさんのイベントが行われている。その中においても社会のルールを身につけたり、5歳児が0～4歳児のクラスへ出向き、運動会の体操を教える活動など、子どもの役割を果たせる取り組みがなされている。		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■ 個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■ 個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■ 障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■ 保護者に適切な情報を伝えるための取り組みを行っている。
(評価コメント) 現在のところ療育手帳の交付を受けている障害児の在籍はないが、市の発達支援巡回指導で保育士の加配が認められている子どもがいる。その子どもたちについては、月に1度、法人で契約している臨床心理士の巡回指導があり、課題を明確にし、支援内容の結果の評価を行っている。その状況は職員会議等で報告し、情報共有を図っている。また、現在は5歳児の担任保育士が月に1度法人で開催する研修に参加し、その後に事業所において伝達されている。		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■ 担当職員の研修が行われている。 ■ 子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
(評価コメント) 平日は7:00～20:00、土曜日は7:00～17:30まで保育を行っており、延長保育時には延長保育メモに申し送りを記載し、情報共有は図れるように配慮している。非常勤職員が担当することがあるために、事前に注意事項等を伝えている。非常勤職員のOJTの教育については十分実施されているが、さらに継続的な研修が望まれる。また、保育の専門性を向上させるための法人内研修等への参加を積極的に働きかけることも期待される。		

26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要覧などが保育所から小学校へ送付している。
(評価コメント) 保育参加や参観を定期的に行い、保護者との協力、連携する体制に取り組んでいる。現在のところ保護者会の組織はない。就学に向けては、運動会を近隣の小学校で開催して、就学への意識を高めたり、保護者の了解のもとに、保育要録を小学校へ持参するなど、スムーズな就学に向けての取り組みを行っている。		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
(評価コメント) 嘱託医、並びに歯科医による年2回の健康診断が行われており、子ども一人ひとりの心身の健康状態や疾病等の把握に努め、記録している。また登園時の受入は家庭との連携において重要であるために、その受入業務は保育士全員が確実に実施できるようマニュアル化している。登降園時においては、最低でも保護者と子どもの健康状態を口頭確認できるよう努めている。0歳児は、毎月嘱託医による検診が行われている。また児童虐待の疑いがある場合には、市へ連絡するとともに記録している。		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
(評価コメント) 感染症に関するマニュアルを整備し、的確な対応ができるよう取り組んでいる。適宜、保護者にも情報提供に努め、訪問時はノロウイルスの対応手順書が掲示してあった。子どもの安全を一番に考えて、保護者には入園時に発熱、その他の疾病等で急遽迎えを依頼することを伝えているが、一部の保護者にはその意図が伝わっていない面が見受けられた。入園時の説明に加えて、事業所全体およびクラス毎に掲示はされているが、更に配慮が求められる。		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
(評価コメント) 食育は日々の保育計画に位置付けられ、PDCAサイクルによって継続的な改善が行われている。献立は法人内統一の内容だが、事業所毎の喫食状況を調査し、法人内の給食委員会での検討している。また、栄養士を中心に個別アレルギーへの対応も適宜行っている。子どもの食への興味、関心を高める取り組みが年間を通して積極的に行われている。玄関前には食材コーナーがあり、当日の給食を赤、黄、緑で示し、食材の効用を伝えている。また、皆で作るおにぎりパーティーや、簡単なおやつ調理体験なども企画している。		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
(評価コメント) 感染症等の予防のために、手洗い、うがい等について子どもが自発的に行えるように、ポイントカードを掲示し意識づけしている。また、0歳児には定期的なSIDSチェック(乳幼児突然死症候群)を行い、湿度、室温は適切かどうか確認している。施設内外に関しても、安全点検や衛生点検により環境整備を行っている。		

31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■ 事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■ 設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■ 危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
(評価コメント) 事故に関するマニュアルを整備し、職員への徹底に努めている。ヒヤリハットについては、ヒヤリハット会議を開催し、積極的な取り組みが行われており、ヒヤリハットの多い場所を視覚化したヒヤリハットマップを作成し掲示している。事故についても事故報告書を作成し、事故の原因を特定し、対策の立案、結果の評価を行っている。園庭遊具については、毎日の安全点検が確実に行われている。		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■ 定期的に避難訓練を実施している。 □ 避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■ 立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■ 利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
(評価コメント) 東日本大震災後は、江戸川沿いを散歩コースから外すなどの対応が図られ、整備されたマニュアルが活用されている。毎月の避難訓練の中に、引き渡し訓練や消防署の立会訓練が行われている。緊急連絡用に保護者のメールアドレスを取得しているが、メールによる緊急連絡の訓練は実施されていないので、早期実施が期待される。		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の子育てニーズを把握している。 ■ 子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■ 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■ 地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■ 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
(評価コメント) JR市川駅近くに子育て支援センターを併設し、利便性に優れている。地域の子育てニーズに沿った各種イベントや育児相談、育児講座等を開催している。事業所においても地域の子育てニーズを把握し園庭の開放やホールでのイベントを通じて、地域交流を図っている。		